

大和市条例第28号

大和市市税条例等の一部を改正する条例

(大和市市税条例の一部改正)

第1条 大和市市税条例(平成2年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第14条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第15条第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第30条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税」の次に「の種別割(以下「種別割」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(環境性能割の減免)

第30条の2 市長は、第34条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税の環境性能割(次項において「環境性能割」という。)を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第31条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

(a) 営業用 年額 6,900円

(b) 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

(a) 営業用 年額 3,800円

(b) 自家用 年額 5,000円

第32条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特別の事情がある場合、これと異なる納期を定めることができる。

第33条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改める。

第34条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第35条第2項中「第442条の2第3項ただし書又は第443条」を「第443条第3項ただし書又は第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「き損し」を「毀損し」に、「ま減し」を「磨減し」に、「き損」を「毀損」に改める。

第42条第1項第3号中「又は法第328条の7第1項」を「、法第328条の7第1項又は法454条」に改める。

附則中第20項を第23項とし、第13項から第19項までを3項ずつ繰り下げ、第12項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税の減額の手続）

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- （2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- （3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- （4）家屋の建築年月日及び登記年月日
- （5）利便性等向上改修工事が完了した年月日
- （6）利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11項を附則第13項とする。

附則第10項第1号中「3分の1」を「2分の1」に改め、同項第4号中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項第6号中「同号ロ」の次に「からホまで」を加え、

同項中第12号を第14号とし、第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同項第7号中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第32項第3号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 法附則第15条第32項第2号（同号イに掲げる設備に限る。） 12分の7

(8) 法附則第15条第32項第2号（同号ロに掲げる設備に限る。） 4分の3

附則第10項を附則第12項とする。

附則第9項の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「軽自動車税」

を「種別割」に、

第31条第2号ア(ウ)

を

第31条第2号ア(ウ) a (a)
第31条第2号ア(ウ) a (b)
第31条第2号ア(ウ) b (a)
第31条第2号ア(ウ) b (b)

に改め、同項第2号中「軽自動車税」を「種別割」に、

「

第31条第2号ア(ウ)

を

第31条第2号ア(ウ) a (a)
第31条第2号ア(ウ) a (b)
第31条第2号ア(ウ) b (a)
第31条第2号ア(ウ) b (b)

に改め、同項第3号中「軽自動車税」を「種別割」

に、

第31条第2号ア(ウ)

を

第31条第2号ア(ウ) a (a)
第31条第2号ア(ウ) a (b)
第31条第2号ア(ウ) b (a)
第31条第2号ア(ウ) b (b)

に改め、

同項第4号中「軽自動車税」を「種別割」に、

第31条第2号ア(ウ)

を

「

第31条第2号ア(ウ) a (a)
第31条第2号ア(ウ) a (b)
第31条第2号ア(ウ) b (a)

に改め、同項第5号から第7号までの規定中「軽自

第31条第2号ア(ウ) b(b)

自動車税」を「種別割」に改め、同項を附則第11項とし、附則第8項の次に次の2項を加える。

(軽自動車税の環境性能割に係る課税免除)

9 当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

10 法附則第29条の10第1項の規定により軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務を神奈川県知事が行う場合、市長は、第30条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(大和州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和州市税条例の一部を改正する条例(平成30年大和市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中附則第10項の改正規定を次のように改める。

附則第12項第11号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に、同項第12号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に、同項第13号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正)

第3条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例(昭和33年大和町条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「昭和27年法律第119号。」の次に「以下「特例法」という。」を、「の軽自動車税」の次に「の種別割(以下「種別割」という。)」を加える。

第2条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「方法」の次に「の特例」を加え、同条中「軍人用販売機関等」の次に「(それぞれ特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等をいう。)」を加

え、「軽自動車税」を「種別割」に、「(昭和25年法律第226号)第446条第1項」を「第463条の18第1項」に改める。

第3条の見出しを「(税率の特例)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に、「次に定めるところによる」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中大和市市税条例第32条にただし書を加える改正規定、同条例附則第14項の次に1項を加える改正規定及び同条例附則第10項の改正規定(同項を附則第12項とする部分を除く。)、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中大和市市税条例第10条の改正規定及び次項の規定 平成31年1月1日
 - (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年10月1日
(市民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の大和市市税条例(以下「新条例」という。)第10条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条及び第15条の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に係る経過措置)
- 4 別段の定めがあるものを除き、第1条及び第2条の規定による改正後の大和市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - (1) 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等

の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「旧法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する汚水又は廃液の処理施設

(2) 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設

(3) 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備

（軽自動車税に係る経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新条例及び第3条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。